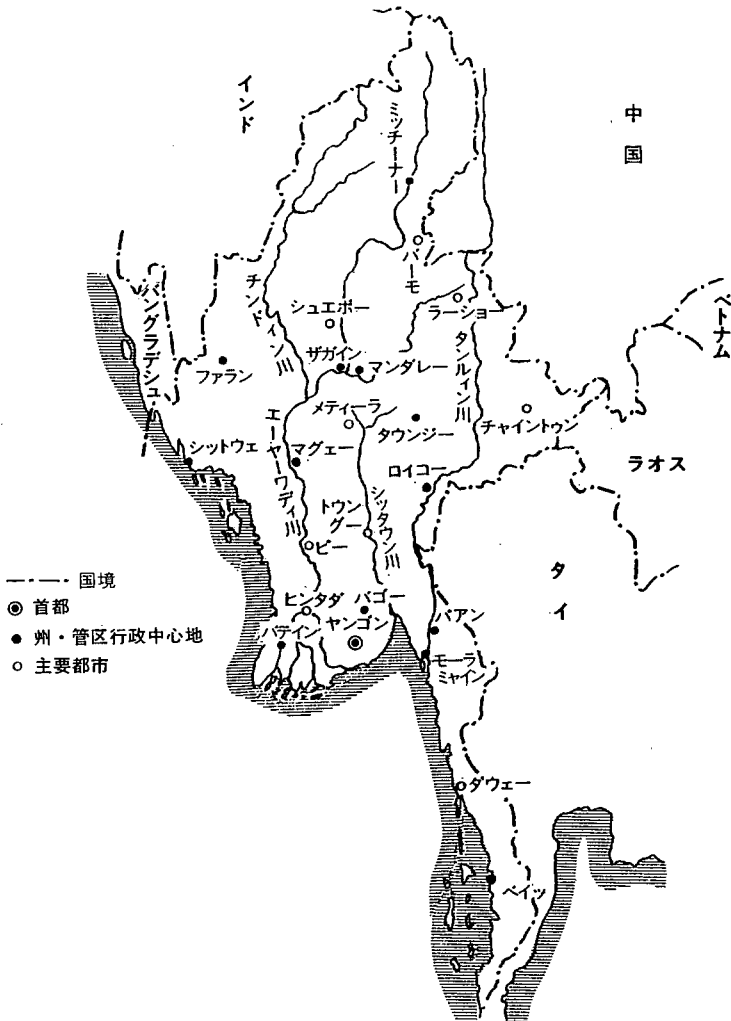


# ミャンマー

ミャンマー連邦	政体	軍政 (1988年9月18日以降)
面積 68万 km <sup>2</sup>	元首	タンシュエ国家法秩序回復評議会 議長 (1992年4月23日就任)
人口 4474万人 (1996年3月推計)	通貨	チャット (1米ドル=5.9341チャット ト, 1996年11月末日。1977年以降 1 SDR=8.5085チャットに固定)
首都 ヤンゴン (旧ラングーン)	会計年度	4月～3月
言語 ミャンマー語。ほかにシャン語, カレン語など。		
宗教 仏教 (ほかにイスラーム教, ヒンドゥー教, キリ スト教など)		



# 動き出す経済 出口の見えない政治状況の中で

く どう とし ひろ  
工 藤 年 博

### 概 況

民主化陣営と現政権（国家法秩序回復評議会、以下SLORC）の対立は、1996年を通じて厳しさを増し続けた。両者の対立は、年前半の膠着状態から、後半には部分的ながら暴力的な衝突にまで発展した。95年7月アウンサン・スーチー（以下スーチー）が自宅軟禁から解放された時、民主化勢力と軍政との対話を通じた政治的妥協という期待が膨らんだが、これは裏切られた。その意味で、96年は政治的ソフトランディング（軟着陸）のシナリオが崩れた年と言える。また、民主化陣営の主役は引き続きスーチー率いる国民民主連盟（NLD）であったが、これに加えて、88年の民主化闘争以来、初めて大規模デモを展開した学生勢力がその存在感を示しつつ表舞台に再登場したことも見逃せない。

経済は上昇傾向を示している。SLORC政権下、初めての経済計画であった4カ年計画（1992/93～95/96年度）期間中の年平均成長率は、8%を上回った。農業部門の好調、外国直接投資の増加、自由化政策による民間部門の活性化などが要因である。この成功に自信を深めた政府は、96/97年度から5カ年計画をスタートさせた。引き続き農業部門を経済の牽引役と位置づけつつ、産業構造の多様化を目指している。市場経済化へ向けた経済改革にも一定の進捗がみられた。金融改革・関税改革・観光年政策などが目立った動きである。ただし、依然マクロ経済の安定化が達成されておらず、成長を制約する要因も多い。

対外関係では、ASEAN加盟へ向けた積極姿勢が目立った。国際的な孤立化を懸念する政権は、1997年中のASEAN加盟実現を梃子に国内外での威信回復を狙っている。96年11月のASEAN非公式首脳会議で、ほぼ早期加盟の道筋はついたと言える。ただし、正式加盟を目前にして、民主化勢力に対する政治的弾圧の自制や経済改革への一層のコミットメントが求められている。

## 国内政治

### 年前半の膠着状態

スーチーと現政権の対立激化は、1995年11月末に再開された国民会議の運営を「非民主的」として、NLDがボイコットしたことにより既に決定的となっていた。それでも、96年前半は両者の対立は膠着状態と言えた。スーチーが民主化への圧力を国際世論へと訴えるのに対し、SLORCは彼女の主張を無視する姿勢を崩さず、国営メディアを通じた「個人」攻撃を続けていた。

1月8日には国民会議が再開された。SLORCはNLDボイコット後も会議を予定どおり進める姿勢を明確にした。そして、3月28日からの全体会議では、「立法」「行政」「司法」の三章に関する基本原則を採択するに至る。採択された基本原則には、議会(二院制)の4分の1の議員や国防・治安・内務・国境に関わる担当大臣を国軍最高司令官が任命するなど、国政における軍の関与と影響力を恒久的なものとするための制度が組み込まれていた。

この時期NLDは、ボイコット戦略に訴えたにも関わらず、国民会議が相変わらずSLORC主導で進展するのを見て、焦燥感を高めていった。

### 5月末「NLD議員総会」を巡る対立

NLDが1990年総選挙の6周年にあたる5月27日に議員総会を企画したのは、こうした手詰まり状況を打破しようという狙いがあった。しかし、結果的にこの総会を巡る対立が、一連の衝突をもたらした。5月18日にNLD議員総会の計画が発表されると、SLORCは直ちにこの集会を「88年の混乱再現」を狙うものと非難し、国営紙を通じて中止を勧告した。こうした警告にも関わらずNLDが総会開催を強行する姿勢を見せると、政府は遂に関係者の大量拘束という強硬手段に訴えたのである。26日までに約260人のNLD議員やメンバーが、「事情を聴くために」一時拘束されたと言われる。結局、NLDはこの日の集会を党大会に変更せざるを得なかった。

26日の開会式には、議員17名の他、支持者ら300人が出席した。また、日本を含む7カ国の大使館員と内外報道陣も参加した。党大会では、国民会議ボイコットの継続、1990年総選挙に基づく議会の召集、独自の憲法草案の作成、軍の政治関与の排除、および今回の逮捕者と全政治犯の釈放、などが決議された。

しかしながら、一連の決議は軍政に対する挑戦状と受け止められた。それは、SLORCの描く民主化プロセス、すなわち国民会議が起草する憲法草案を既成事実化し、その憲法の枠内で文民体制へと移行する、を真っ向から否定するものであったからである。党大会の行なわれた26、27日の国営紙は「なぜ対話が実現しないのか」と題した論文を掲げ、スーチーが軍の政治関与を全面否定する限り妥協の余地がないことを主張している。党大会決議は、こうした「軍の論理」に対する拒否宣言であった。スーチーはその後のインタビューにおいて、「民主化を急ぐために、そのような妥協(一定の軍の政治関与を認めること)をすることは考えられない」と言明している。

軍政の強硬手段に対し、国際世論の批判は高まった。5月21日バーンズ米国務省報道官が懸念を表明したのに続き、翌日にはウィードマン米国務省次官補(現駐ミャンマー米国代理大使)が上院公聴会に証言文書を提出して軍政を強く非難した。さらに、これまで欧米諸国と一線を画してきた日本やASEAN諸国からも、今回の軍政の対応には懸念が表明された。

この事件以降、軍政のNLDに対する締めつけは一層強化された。6月7日にはいわゆる「新治安維持法」(正式名称:平和的かつ計画的な国家責任の委譲と国民会議機能の成功裏の遂行を妨害や反対から保護する法律)が制定された(「参考資料」参照)。この法律により、「国家の安定、地域の平和と平静、および法と秩序の普及を侵害する」デモ・演説・文書配布等が禁止されると同時に、国民会議以外での憲法草案作成が禁じられた。本法がNLD党大会決議に対する、軍政の直截的な反応であったことは明らかである。

この他、7月29日に施行された「テレビ・ビデオ法」も、表向き退廃的なビデオテープの取締りなどを目的としているものの、実際にはスーチーの週末演説会が、複製ビデオテープを通じて各地に配布されていることに業を煮やした当局の対策であったと言われる。本法律により、テレビやビデオデッキを所有するためには、管轄の郵便局へ保有許可書を申請する必要性が生じた。また、ビデオの作成、複製、編集、配布はビデオ業務監督中央委員会とビデオ検閲委員会の規制を受けることとなった。8月20日には同様の規制を含む「映画法」が施行された。さらに、9月20日に公布された「コンピューター科学開発法」も、基本的にはコンピューター技術の発展促進を目的としつつも、通信機能を有する端末器の輸入制限や各種ネットワークへの加入規制などの情報統制条項が盛り込まれていた。海外における民主化支援グループのインターネットを通じた宣伝活動が背景にあると言わ

れる。

こうした一連の情報規制強化は、いずれも民主化勢力の活動制限を狙ったものであるが、同時にビジネス界を初め国民に対する規制ともなっている。政府は市場経済化を推進しているが、政治的意図に基づく各種規制の強化が、結果的に自由な民間の経済活動にとり障害となり、経済改革と矛盾していることに注意すべきである。

### 9月末「全ビルマ集会」を巡る対立

2回目の対立は9月に起きた。NLDが結党8周年の機会をとらえて同月27～29日にかけて計画した「全ビルマ会議」の開催を、政府が阻止しようとしたためである。1990年総選挙当選議員に加えて全国の支部幹部ら約850人を招待し、軍政に対して対話の実現や政党活動の自由を要求していく予定であった。また、この集会はアメリカ下院のミャンマー制裁法案審議や国連総会の時期を狙って計画されたと指摘されている。

これに対し、SLORCは集会を「欧米諸国からの圧力を引き出すための陰謀」と断じ強く反発した。治安当局は、27日未明、遂にスーチー自宅周辺の道路封鎖に踏み切り、同日夜までにNLDの党員や支持者およそ100人を拘束した。拘束者はその後も増え、NLDによれば30日までに党員や支持者ら800人近くが拘束されたという(政府発表ではNLD党員159人と市民400人)。スーチー宅周辺の道路封鎖は翌日の土曜日も続き、1995年7月の自宅軟禁からの解放以来恒例となっていた週末の市民対話集会も、初めて中止に追い込まれた。政府は週末対話集会を新治安維持法違反として、現在(97年2月)に至るまで禁止している。今回の騒動を契機として、事実上唯一の意見表明の場であった対話集会が中止に追い込まれたことは、NLDにとり大きな打撃となった。

一方で、軍政も国際社会において打撃を受けた。9月30日にはクリントン米大統領が対ミャンマー制裁強化法案に署名し、10月3日には本法に基づく制裁措置の一環として軍政高官とその家族へのアメリカ入国ビザの発給が停止された。また、同月29日EU外相理事会においても、同様な内容を含む制裁法案が決定された。さらに、日本の山口大使も「民主化の流れへの逆行は看過できない」と弾圧に対して懸念を表明し、援助の再開は事実上困難との認識を示した。

しかしながら、このような欧米諸国や日本からの厳しい対応は、軍政にとってもある程度予期されたところであった。今回、SLORCがより深刻に受け止めた

事態は、従来一貫して「建設的関与」政策をとってきたASEAN諸国内でも批判が拡大したことである。ミャンマーの早期ASEAN加盟につき、フィリピンやタイから慎重論が台頭してきた。5月末のNLD議員総会を巡る大量拘束が一部で長期化したのに対し、今回は8日までに拘束者全員の解放が完了し(政府発表)、また同日スーチー宅周辺の道路封鎖も一時的ではあったが解除された。軍政の柔軟な態度の背景には、ASEAN諸国からの予想外に厳しい圧力があったものと考えられる。

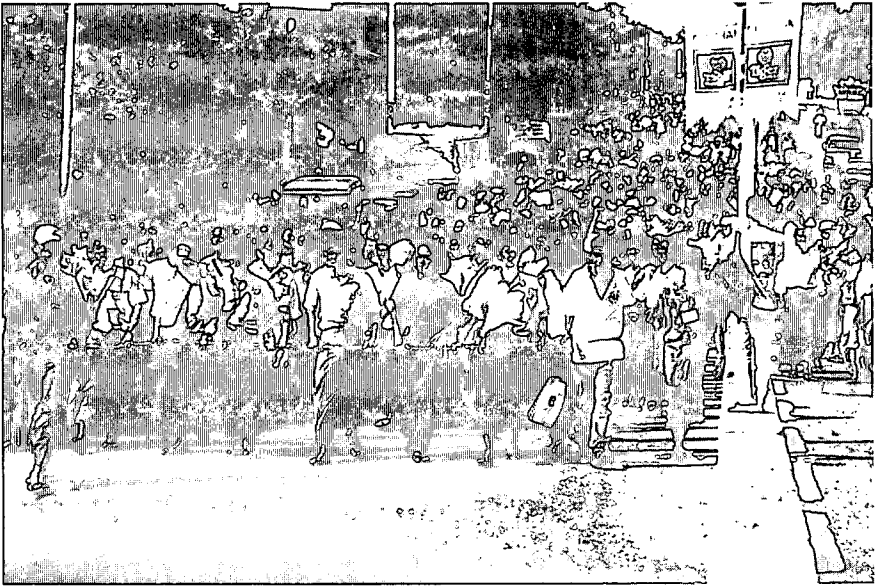
### 学生デモの発生 — 民主化陣営の新勢力と対立の先鋭化

NLDと軍政の対立が厳しさを増すなかで、10月下旬、学生がデモを展開し当局と対峙する事件が起きた。20日の夜、ヤンゴン工科大学学生とレストラン店員の口論に駆けつけた警官が、学生1人に暴行し負傷を負わせたため、21日夜学生約100人が座り込みを開始、散発的にデモを繰り返した。翌日夜には、主要大学の学生による500人規模のデモへと発展した。

1992年8月に大学が再開されて以来これまで、小さな騒動を除き学生による政治的な示威行動はなかった。また、88年の民主化運動もその出発点が学生運動であったということもあり、状況は緊迫した。23日、当局はNLDのチーマウン副議長を拘束、学生デモとの関連を取り調べた。NLDの幹部が拘束されたのはスーチー解放後初めてであり、当局がいかに学生の動きを警戒しているかを示す結果となった。一方NLDは、当局に弾圧の口実を与えることを恐れ、学生運動に対しては一線を画した慎重な態度をとった。

緊迫した状況が続くなかで、11月9日の夕方ついにスーチーの乗った車がヤンゴン市内の路上で約200人の群衆に囲まれ、こん棒や石で襲撃されるという事件が発生した。車の後部ガラスが割られたが、本人は無事だった。スーチーは同日夜記者会見をし、襲撃した群衆は体制翼賛組織、連邦団結発展協会(USDA)のメンバーであるとの見解を示した。USDAは1996年4月のNLD新年祝賀行事を妨害するため、スーチー宅前の道路封鎖に動員された経緯がある。

NLDは22日、スーチー宅で党員ら約200人が出席するヤンゴン地区集会を開き、襲撃事件の究明を求める決議を採択した。この集会に対する当局の妨害がなかったのは、国際世論の批判が一層高まっているうえ、マニラでアジア太平洋経済協力会議(APEC)閣僚会議が開幕し、さらにミャンマー加盟問題が話し合われるASEAN非公式首脳会議を目前に控えている時期であるという点が、考慮された



ヤンゴン市内をデモ行進する学生たち(共同通信社)

ものと考えられる。国際社会における軍政の立場が、悪化していることを示す対応であった。

軍政側の苦境に拍車をかけたのが、学生デモの再燃である。12月2日から3日にかけて、一時沈静化していたヤンゴン主要大学生による抗議デモが再発した。彼らの要求は、「学生自治組織」(1962年ネーウィン・クーデターにより解散)の再結成など、より政治色の強いものへと変質していった。さらに今回は、一部市民もデモに合流したと言われ、政権発足以来の大規模デモ(1500~2000人)へと発展した。

これに対し当局は、3日未明に警察と軍のトラックを動員し、デモを続けていた学生約300人の拘束に踏み切った。学生運動が全国規模のデモへと発展した1988年の記憶もあり、これまで軍政は学生に対して強硬姿勢をとることを避けてきた。拘束された学生はすぐに解放されたが、そこには学生との直接対決を避けたいSLORCの意向があったと判断される。また、同日記者会見した軍政は、今回の事件はASEAN加盟を快く思わない政党が学生組織をけしかけて引き起こしたと指摘、NLDの関与を非難した。

しかし、学生の不満は沈静化せず、6日午後再びヤンゴン市各地で抗議デモが

開始された。当局は7日未明、軍と治安警官隊を投入し、座り込みをしていた大学生ら約400人を拘束した。学生運動は9日までに、新たに四つの大学に飛び火した。治安当局は道路封鎖地域をさらに拡大し、ヤンゴンの全大学を休校とした。10日には、学生運動の中心となっていた3大学の学生寮を閉め、特別列車などを仕立てて学生を出身地へ帰郷させた。これにより、ヤンゴンの大学は事実上の閉鎖状態に入った。大学封鎖は92年以来、4年振りである。現在(1997年2月)に至るまで、閉鎖は続いている。さらに、13日未明、市庁舎に戦車4両と装甲車2両が配備された。軍政に対する抗議行動が一般市民に拡大するのを防ぐための武力誇示とみられる。

緊迫した状況下で、12月25日にはヤンゴン郊外の仏教寺院カバイェ・バゴダで爆弾テロが発生し、参拝中の4人が死亡、18人が負傷した。年末の記者会見で、キンニョン第1書記はテロと一連の抗議運動を、すでに数年前に消滅したビルマ共産党(CPB)の扇動であると非難した。都合の悪い事態をCPBの責任と非難するのは、これまでも軍政の常套手段であった。しかし、キンニョンのメッセージは、学生や市民へというよりも彼らと対峙する兵士らに向けられたものと理解することもできる。すなわち、彼らが直面しているのは、単なるデモではなく「反乱」であるとのメッセージであり、それ故、軍は必要とあらば「発砲」も辞さずという意志表示である。

経

済

### 成功した「4カ年計画」

SLORC政権の下での最初の経済計画であった「短期4カ年計画」(1992/93～95/96年度)が、1996年3月終了した(年度は4月～3月)。政府はこの計画が成功したとして、経済運営に自信を深めた。確かに、政府統計に基づけばGDP成長率は94/95年度7.5%、95/96年度9.8%で、計画期間中の年平均成長率は8.2%を記録した。これは目標の5.1%を大きく上回る実績で、高度成長となった。

これに対し、8月1日発表された在ヤンゴン米国大使館の経済レポートは、公定為替レートが大幅に過大評価されている点や軍事費関連の情報が不明確である等の理由から、政府の公式統計は信憑性に欠けるとして「独自」データを使用した経済動向分析を提出した。このレポートに対する政権側の対応は過敏とも思えるもので、2日後にはエーベル国家計画経済開発相がわざわざ記者会見を開き、



表1 GDP成長寄与度の推移 (%)

	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96
消 費	-12.3	1.6	0.8	-3.7	6.5	5.9	2.0	6.1
総投資								
投資	-4.1	2.2	4.9	0.7	0.1	1.8	4.1	5.5
在庫	3.0	-2.3	-1.1	1.9	0.1	-0.3	0.3	-0.5
(計)	-1.0	-0.1	3.8	2.6	0.2	1.5	4.4	5.0
輸 出	0.5	1.6	1.0	-0.2	2.9	1.5	0.5	0.0
輸 入	1.5	0.6	-2.8	0.7	0.0	-2.9	0.6	-1.4
国内総生産	-11.4	3.7	2.8	-0.6	9.7	6.0	7.5	9.8

(注) 1985/86年度価格基準。94/95年度は暫定実績値, 95/96年度は暫定値。

(出所) *Review of the Financial, Economic and Social Conditions* (各年度版)。

表2 GDP構成比の推移 (%)

	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96
消 費	87.1	85.6	84.0	80.7	79.5	80.6	76.9	75.6
総投資								
投資	11.5	13.2	17.6	18.4	16.9	17.6	20.2	23.5
在庫	2.2	-0.2	-1.2	0.7	0.8	0.4	0.6	0.1
(計)	13.6	13.0	16.4	19.1	17.6	18.0	20.9	23.6
輸 出	5.9	7.2	8.0	7.9	9.8	10.7	10.5	9.6
輸 入	6.6	5.8	8.4	7.7	7.0	9.4	8.2	8.7
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 表1に同じ。

(出所) 表1に同じ。

レポートの「政治的偏向」を批判した。皮肉なことに、レポートはこの記者会見によって関心を集め、コピーが広く出回ることとなった。

ここでより注目すべきはその内容である。レポートで使用している「調整済み」GDP成長率では1993/94・94/95年度共に4.6%となっており、これは政府発表の6.0%、7.5%より相当低い数値である。ところが、レポートの分析対象期間である90/91~94/95年度の5年間の年平均成長率を計算してみると6.0%と、実は政府公式統計ベースの5.0%より高い数値となっているのである。さらに、このレポートは、現政権の推進してきた対外開放・経済自由化政策の効果を認めたくえで、「物的・人的な投資の顕著な増大がなければ、現在の成長率は維持できない」という点を強調している。この点に関しては、両者の意見に隔たりはない。政治的意図の有無は別として、いずれのデータからも、4カ年計画を通じて経済成長

率が上昇しているということは確認できる。

さて、今回の成長の要因を分析するために、需要項目別のGDP成長寄与度をみてみよう。表1によれば、1992/93年度以降の成長は、まず消費の回復によって先導され、これに投資の本格化が加わることによって達成されたと説明されよう。対照的に輸出の寄与度は92/93年度の2.9%から3年連続で低下し、95/96年度にはゼロとなっている。

一方、GDPの需要項目別構成比をみてみると、投資率が着実な上昇を示している点が目を引く(表2)。同国経済のマクロの特徴の一つは投資率の低さであったが、(実質ベースでみる限り)ここ数年ようやく変化の兆しが見え始めたと言えよう。投資増加は民間部門に支えられており、一連の自由化政策が奏功した結果と考えられる。また、純輸出の構成比も上昇する一方で、消費項目は大幅に低下した。

産業別にみた場合、今回の成長は農業部門の好調に牽引されたものと言える。計画期間中の農業部門の年平均成長率は、8.8%と全体を上回った。農業は実質GDPの4割、雇用の65%を構成する最大の産業であり、農作物(特にコメ)の豊凶作が経済動向を大きく左右する。また、農作物は原材料として製造業など他産業へも投入されることから、その間接的な影響はさらに大きい。1995/96年度において農作物は輸出の半分弱を構成しており、農業は主要な外貨獲得産業でもある。資本財や中間投入財を輸入に頼っているミャンマーにおいて、外貨不足は常に経済成長の制約要因である。この意味でも、農業の好不調が経済全体に与える影響は大きい。それ故、政府は「農業を基盤とした」経済開発の方針を打ち出しており、インフラ整備・機械化・灌漑率の向上等による農業近代化を推進している。

この他、外国資本の流入により開発の活発化した鉱業(石油ガスを含む)、観光年にとまなうホテル建設ブームにより建設業などが好調であった。

### 「5カ年計画」スタート

政府は、1996年3月末に「5カ年計画」の概要を国営紙上で発表した。この計画は96/97年度から2000/01年度までの期間を対象とし、4カ年計画を引き継ぐものである。本計画は、向こう5年間の重点政策と優先部門を明らかにしている。

ここでは成長率目標を中心としてこの計画を概観しておこう(「主要統計」参照)。部門別の優先順位は次のとおりである。すなわち、(1)農業、(2)畜産・漁業、(3)鉱業(原油、天然ガス、宝石を中心として)、(4)運輸・エネルギー、(5)加工・製造業(付加価値産業と農業関連産業を中心として)、(6)財・サービスの輸出拡大、である。

4カ年計画に引き続き、一次産業およびこれをベースとした工業化を目指す方針が示されている。

マクロ経済目標をみてみると、GDP成長率は年平均6.0%と、4カ年計画の実績と比較しても控えめな数字を想定している。期間中の人口増加率を年平均1.8%と見込んでいるので、一人当たりGDPは1995/96年度の1532<sup>米</sup>から2000/01年度には1873<sup>米</sup>へ増加する計算になる。部門別では、農業部門が年平均5.4%、畜産・漁業が5.8%とGDP全体の成長率を下回る目標設定となっている。一次産品に過度に依存する経済構造からの脱却が目指されている。

これに対し、鉱業部門は、年平均18.5%と大幅な伸びが見込まれている。1998年から予定されているヤダナ油田の天然ガス生産が考慮されているものと思われる。一方、加工・製造業部門は年平均7.4%の成長を見込んでいる。本来、経済発展の原動力として同部門の2桁成長を期待したいところであろうが、インフラ等の制約から控えめな目標設定となっている。サービス部門は全体で年平均6.8%、商業部門は同5.0%の成長を見込んでいる。なお、産業構造に大きな変化は生じない。

計画期間中の総投資額は4196億<sup>米</sup>、年平均伸び率は5.9%が見込まれている。所有形態別にみると、国有部門42.7%、民間部門56.8%、協同組合0.5%の構成となる。国有部門は1998/99年度の44.9%をピークにそのシェアは減少するが、依然として同国の投資活動に大きな影響を与える。公共投資を部門別にみると、行政組織の28.0%を除くと、農業が全体の18.9%を占め、開発の優先順位に則していることがわかる。また、建設、電力、運輸・通信の3分野計で27.1%を占め、本計画が産業インフラの整備に力点を置いている姿勢が明確である。

最後に輸出目標をみておこう。期間中の年平均伸び率は21.6%と高い伸びを目指している。中でも、1998/99、99/2000年度の両年は各々33.4%、40.4%という高成長が設定されている。これは、ヤダナ油田産出の天然ガスのタイへの輸出を見込んだものである。ただし、巨額な投資コスト回収のため、2002年までは輸出代金がほとんどミャンマー政府の手元に残らない点に、留意する必要がある。輸出に占める国有部門の構成比は天然ガス輸出により急上昇し、計画最終年度は47.0%にまで上昇する。

5カ年計画の数値目標は、4カ年計画の実績を考慮するならば、達成可能な数字である。ただし、天候不順などによる農業生産の不振に見舞われないこと、政治不安により外国直接投資の流入がストップするような事態に陥らないこと、が

成功の条件となろう。さらに、持続的な成長を確保するためには、マクロ経済安定化など本計画期間中に克服すべき課題も多いことに、留意すべきである。

### 進展する経済改革

市場経済化へ向けた経済改革の努力は、1996年も継続された。第1に注目すべきは、金融改革の進展である。90年の金融機関法制定により、銀行業務が民間へ門戸開放されたことを受けて、92年以降民間銀行の設立は20行以上、外資系銀行の駐在員事務所開設も40を超えている。しかし、自由化により金融部門における民間の役割が向上したものの、設立された民間銀行は概して小規模で資金量では日本の信用組合にも及ばない銀行がほとんどである。こうした民間銀行に、産業開発のための中長期的資金供給を期待することはできない。

そこで政府は、今後需要の高まりが予測される産業向け中長期貸出に特化した、開発銀行の設立に踏み切った。ミャンマー産業開発銀行(MIDB)・ミャンマー畜産漁業開発銀行(MLFDB)、および地方開発委員会銀行(Sibin Thayar Yay Bank)の3行である。

MIDBは、ミャンマー産業開発委員会(委員長：農業灌漑相)の主導で2月に設立された。農業灌漑相が委員長を務めることから示唆されるとおり、同行の重点分野は農業近代化のための機械設備と農業関連産業である。これは、5カ年計画の優先順位に沿うものである。同様に、同月設立されたMLFDBは第2の優先分野として位置づけられている畜産・漁業を主要な対象分野に据えている。

一方、地方開発委員会銀行は、地域開発支援を目的として7月に設立された。同行設立時の払込資本は、国境地域民族開発省の管轄する各地の開発委員会によって出資された。地方開発委員会は通行料や公共施設使用料など独自財源を有しており、これにより担当地域の開発を行なっている。しかし、歳入基盤の脆弱さに加えて、1992年度以降地方開発委員会予算が中央財政から分離されたことにより、開発資金を独自に調達する必要が高まっていた。同行設立の背景には、財政難の地方開発委員会へのスムーズな資金供給という課題があったものと想像される。

この他、開発銀行ではないが、政府職員および退職者向けの貸付を主要業務とする政府職員銀行(GEB)も4月に設立された。貸出限度額が月給の10倍までと大きく、金利は年5%と低利である。同行の目的が公務員の福利厚生にあることは明らかである。激しいインフレの中で、実質賃金が目減りしている公務員の救済

策とも言える。しかし、月給額の10倍貸しによるマネーサプライの上昇など、インフレに対する悪影響も懸念される。

政府系の政策銀行設立の他、民間銀行と外国銀行との合併銀行設立へ向けた動きも活発化した。5月にメイフラワー銀行がタイのサイアム・シティ銀行と、9月にはトゥン・ファウンデーション銀行がマレーシアのメイ銀行と、それぞれ合併銀行設立に関する覚書を締結した。1997年1月には邦銀として初めて、富士銀行がヨーマ銀行との合併銀行設立に合意した。日本企業進出の本格化を期待した動きと言えよう。政府は外資との合併銀行設立を、金融改革の第2段階と位置づけている。97年前半には合併銀行設立の可能性が高まってきており、外資銀行による支店開設(第3段階)も視野に入ってきた。

資本市場整備へ向けた動きもみられた。6月にMEBと大和総合研究所との合併で証券取引センター(MSEC)が設立されたのである。ミャンマーには実際に企業活動を行なっている株式会社(Public Company)が約25社あるが、MSECはうち1社の株式の新規発行・販売を12月に開始した。今後、さらに数社を選択して店頭市場を築いていく予定である。ただし、現時点では民間企業の資金需要は小規模で、資本市場からの資金調達インセンティブは大きくない。今後国有企業の民営化が本格化した場合、その受け皿として証券市場の重要性が増してくるであろう。

第2に注目すべきは、関税改革である。政府は6月より、関税率を一律10分の1に引き下げると同時に、課税評価額計算のための為替レートを、従来の公定レート(1ドル=約6ㄱ)から、より実勢レートに近い1ドル=100ㄱ(あるいは品目によっては120ㄱ)へと変更した。今回の措置は為替レートの一本化に向けた政策の一環と思われる。二重為替の問題は未解決ではあるが、これまでも政府は実勢レートの適用範囲を広げる「事実上の切下げ」政策を採ってきた。1995年12月の外貨兌換券(FEC)の合法化もその一つである。また、高関税率の是正は、ASEAN加盟を念頭に置いた措置ともみられる。一方で、96年後半の実勢レートは1ドル=160~170ㄱで推移しており、依然切下げ余地が残されている。

第3に、観光年(Visit Myanmar Year)開始が注目される。政府は1996年を観光年と定め、精力的に観光産業の基盤整備に取り組んできた。雨期明けの11月18日には、ヤンゴンのスタジアムで盛大な開幕式が開催され、97年5月までの半年間の国際観光キャンペーンが本格化した。ホテル・観光業は外貨での資金回収が容易なこともあり、外資も積極的な投資を展開してきた。92年時点でホテル20、部

屋数914しかなかった宿泊施設は、96年11月時点でホテル490、部屋数9275へと急増した。また、海外定期航空路の開設も順調で、全日空の大阪＝ヤンゴン直通便など96年中の新規就航は7社に達し、合計で11社となった。96年1月から10月の観光者数は22万8000人で、対前年同期比で倍以上を記録している。

### 1996年の経済動向と課題

最後に、1996年の経済動向を振り返り、問題点を整理しておこう。経済成長率は、95/96年度の9.8%から、かなり減速した模様である。国家計画経済開発省の計画局長によれば、農業が前年比4%程度の成長に留まる見込みであり、これが全体の成長率を押し下げる。肥料の調達・配布が不十分であったこと、虫害・水害が発生したことなどが要因と言われる。しかし、他産業(鉱業・畜産漁業・金融・運輸など)の好調、外国直接投資(FDI)の増加、観光年キャンペーンによる投資動員効果、等により96/97年度では目標の6%を達成する可能性もある。

特に注目すべきは、FDIの本格化とその内容である。1996年のFDI認可額は過去最高の22.7億ドルを記録し、累計金額でも53.5億ドルに達した。従来FDIの主要な受入分野は、大型案件の実現した石油ガス開発と外貨収入の得やすいホテル観光業であったが、ここにきて製造業への投資が急増している。96年同分野への投資額は9.1億ドルで全体の40.2%を占めた。この結果、製造業は累積認可額ベースでも20.4%を占めるに至り、石油ガス(28.0%)に次ぐ分野へと躍り出た。

一方、成長制約要因も多い。第1に、輸出の不振が指摘できる。1995/96年度は現政権になって初めて輸出額の減少を経験した年であった。94/95年度に達成したコメ輸出100万トスが、95/96年度には一気に35万トへと落ち込んだ影響である。政府は国内米価安定のため輸出に慎重な姿勢を採っており、96/97年度も40万～50万トスが現実的な数字と言われている。輸出品目の多様化も進んでおらず、また、天然ガスの輸出代金も前述したとおり2002年までは手元に残らない。他方で、インフラ整備や産業開発のための原材料・資本財の輸入増加は避けられない。当面貿易赤字の拡大基調は続くであろう。

第2に、インフレの高進が指摘される。中央統計局発表のヤンゴン市消費者物価指数(CPI)は、1995/96年度21.8%上昇した。この数字は、ここ数年の水準に比べれば必ずしも高いとは言えない。しかし、CPIはヤンゴン市内に限定され、かつ86年実施の家計調査に基づいて作成されており、市場経済化以降の変化が反映されていない。輸入品目の値上がりなどを考慮すると、実態としては30～40%の

インフレが進行している可能性がある。ダイヤモンド・プル要因としては、財政赤字を背景とするマネーサプライの増加が、コスト・プッシュ要因としては年後半のガソリン価格高騰による輸送費の上昇が指摘できる。加えて、通貨(チャット)に対する信任の薄さも悪影響を及ぼしている。蓄財手段としてのコメやガソリンの買い占め(急ぎ)やドル投機は良い例である。実際、CPIとFECの実勢交換レートはパラレルで動いている。

第3に、二重為替解消の目処がたたない点が指摘できる。公定レートと実勢レート間に30倍もの格差がある現行為替制度は、チャットへの不信任と相まって、同国経済の「ドル化」をもたらしている。例えば、ミャンマーで売られている電気製品などの輸入耐久消費財は、外貨建てで販売されることがほとんどである。こうした商慣行は、チャットへの需要を減らし、インフレ抑制により期待される実勢レートの切上げ効果を減殺してしまう。また、経済のドル化が進行した場合、チャットに対する信任は一層失われ、これが為替レートの一本化をさらに難しくするという、悪循環に陥る可能性もある。チャットの外貨交換性の確保が早急に望まれる。二重為替が解消できない理由として、政府はIMFからバッファー資金融資(3年間で30億ドルを要請)が得られないことを挙げている。しかしこの他にも、二重為替制度が国有企業や一部公定レートへのアクセスのある特権階級に対する補助金供給のメカニズムとなっている点にも、留意すべきである。こうした既得権益層の切り崩しなくして、問題解決は困難であろう。この他、インフラ整備の立ち遅れや官民双方における人材不足など、中長期的課題も多い。

## 対 外 関 係

### ASEAN加盟へ向けた積極外交

1996年11月ジャカルタで開催されたASEAN非公式首脳会議において、ミャンマー・カンボジア・ラオスの3カ国同時加盟が合意された。加盟時期に関しては「適当な時期に発表する」として明示されなかったが、97年7月予定のASEAN外相会議の場で、正式に加盟が承認される公算が大である。ミャンマーのASEAN加盟に関しては、欧米諸国を中心とした国際世論の批判が強く、また国内的にも政治対立の駆引き材料として利用されてきた。民主化勢力と軍政の衝突が起こる度に、同国のASEAN加盟に対する批判が噴出した。時折ASEAN内部からも「時期尚早」との意見が出され、96年を通じて加盟問題は紆余曲折を繰り返した。

しかし、振り返ってみればASEANの「建設的関与」路線は堅持されたと言える。7月のASEAN閣僚会議において、ミャンマーはオブザーバー資格を獲得し、ASEAN地域フォーラム(ARF)への初参加も果たした。翌月にはタンシュエ議長が、1997年の議長国であるマレーシアを公式訪問し、正式に加盟申請を提出した。9月には軍政によるNLD弾圧への反発から、フィリピン、タイを中心として一時慎重論が台頭したものの、結局11月のアジット・シンASEAN事務局長の訪問により、首脳会議での決定への道筋がつけられた。

この間、政府首脳はASEAN加盟へ向けた積極的外交を展開した。11月の首脳会議には閣僚6人を含む約20人の代表団を送り込んだ他、タンシュエ議長は会議前にゴー・チョクトン・シンガポール首相、スハルト・インドネシア大統領、マハティール・マレーシア首相、ラモス・フィリピン大統領など各国首脳と次々に会談し支援を求めた。一方、1997年に入りASEAN各国の首脳も次々と来訪している。タンシュエ議長の10月カンボジア訪問に返礼するかたちで、97年1月にはフンセン・カンボジア第2首相が来訪した。2月にはスハルト大統領が、3月あるいは4月にはマハティール首相、およびチャワリット・タイ首相が来訪する予定である。いずれも、ミャンマーのASEAN加盟を後押しする動きである。

さて、ASEANへの加盟はSLORCにとり、政治・経済両面で大きな得点となる一方、軍政の国際的孤立化を狙うNLDにとっては打撃となる。それだけに、1997年7月の加盟前に両者で厳しい駆け引きが予測される。こうした状況下、軍政がどうしても避けたい事態は、流血の惨事とアメリカの制裁発動であろう。

大規模な流血事件が起きた場合、加盟が困難になることもあり得る。それ故軍政は、スーチーと民主化勢力の強硬派に対し徹底的な取締りを続けるものと思われる。大量拘束のような目立つ方法は採りにくいものの、道路封鎖や対話集会の禁止など、予防的な規制が継続する可能性が高い。昨年12月以降の大学封鎖も長引くかもしれない。

1996年9月に発効したアメリカの対ミャンマー制裁法では、状況が悪化した場合アメリカ企業の新規投資禁止を含む厳しい措置を発動する裁量を大統領に与えている。スーチーを含むNLD幹部の逮捕や国外退去処分などがあった場合、アメリカが本格的制裁に踏み切る可能性もある。その場合、これを起点としてEUの制裁が強化される可能性も高い。欧米の制裁を受ける国を加盟させるのは、他のASEAN諸国にとっても難しい選択となろう。逆に、ASEAN加盟後は、アメリカが制裁措置を発動しづらくなる。ここでもSLORCは、大きな混乱を避けるため



に取締りを強化しつつ、かつ制裁発動の口実を与えないために、個別的な取締りを行なうであろう。ただし、このバランスが難しいことは言うまでもない。

一方、ASEAN加盟により将来SLORCがさまざまな制約を受けることも事実である。年250回にのぼるといわれる関連の国際会議に出席し、課題を持ち帰って国内で検討・実施していくことが求められる。また、10年に1回は、ホスト国として各国首脳が参加する会議を開催する義務を負う。国際社会へ登場することが多くなるため、政治的にも自ずと自制が求められる場面が増えよう。また、ASEAN自由貿易協定(AFTA)を初めとする経済協力スキームに参加するために、いわば国際基準に適った経済制度の構築が求められることになる。政府は、既にキンニェン第1書記を議長とするASEAN委員会を設置し、準備を進めている模様である。また、1996年12月には国家計画経済開発省内にAFTAユニットも設置された。その他、各省庁にもASEANユニットが設けられている。このようにASEAN加盟への取組みは進んでいるが、市場経済化へ向けた経済改革を一層推進していくことが、加盟のための最大の課題であることに違いはない。

### 1997年の課題

1996年後半からの対立激化の中で、スーチーは「軍は兵舎へ帰るべき」という原則論に立ち返ったかにみえる。一方SLORCは、如何にして国軍の役割とプレゼンスを国政において恒久化するか、そのための制度づくりに苦慮している。両者の立脚点は全く異なっており、対話のための土俵は整っていない。また、一度でも対話が持たれば、具体的な成果(=民主化)を求める国内外の圧力が一層増すであろうことを、政権は認識している。SLORCにとって「自分達が政権から降りるための」対話に応ずるインセンティブはない。

そこで、当面のSLORCの戦略は、スーチーの政治的行動を封じ込め、ASEAN加盟を困難にするような「不測の事態」を避けるために徹底的に治安を守る、と言うことになる。それ故、一部で囁かれる1988年のような市民を巻き込んだ全面的な衝突は、現時点では考えにくい。88年は軍が自らの存在意義(=法と秩序の回復)を確保するため意図的に治安を悪化させたのに対し、今回は徹底した予防策が講じられているからである。ただし、不安材料は経済である。特に、インフレ対策が真剣に考慮されなければ、公務員を初め賃金労働者の生活は一層苦しくなる。歴史的に見て、暴動の原因には常に「コメ不足」があった。米価の急速な値上がりなど経済の悪化があれば、民衆蜂起による物理的な衝突の可能性も完全

には排除できない状況ではある。

長期的展望はどうであろうか。一見主導権を握っているかにみえるSLORCではあるが、彼らが長期的展望を描き切れないでいる点は、実は民主化勢力と同じである。国民会議における憲法草案作成が遅々として進まない状況に、軍政の迷いが読みとれる。それは、いかにして起草された憲法案を国民的な合意を得たかたちで制定するか、その道筋が描けないからである。草案を国民投票に付して、国民の審判を仰ぐのが通常考えられる方法であろう。しかし、軍政は国民投票で必要な信任を得られるか確信が持てないでいる。NLDが国民投票をボイコットする可能性も高く、万が一信任を得られなかった場合、軍政が描く民政移管のシナリオが根本的修正を迫られることは確実である。1990年総選挙の惨敗の経験や自らの人気のなさを知るSLORCが、このリスクを冒すとは思われない。

では、いかにして新憲法に正統性を与えるのか。一つには、「国民会議」は全ての階層・民族の代表者が参加するものであるから、ここで決定された内容はすでに国民の承認を得たものと強弁し、制定に踏み切ることが考えられる。あるいは、1993年に政府主導で設立された大衆運動組織「連邦団結発展協会」を動員し、全国規模の新憲法支持集会を展開することにより制定するかもしれない。しかし、いずれの方法でも、国民投票を実施しない場合、NLDの反発や国際社会からの不信任は不可避である。結局、制憲作業を出来る限り引き延ばして、問題を先送りする以外に方途がない。SLORCは、その間に、経済成長・少数民族反乱勢力との停戦・ASEAN加盟などの「実績」を積み重ねて、国民の信頼を醸成しようという考えであろうか。

一方、NLDも苦境に立たされており、長期的な展望を開けない。政権の厳しい取締りと規制の中で、活動の場は狭められ組織も弱体化し始めた。SLORCが締め付けを強化した1996年後半以降、90年総選挙で選出されたNLD議員の辞任が増加している。97年2月までに約30人の議員が辞職に追い込まれた。NLD支持者に関しても、例えばファックスの不法所持などの軽罪でさえ長期の禁固刑という厳罰に処されるなど、圧力が強まっている。こうした状況下、軍政との対決路線を巡り党内でも亀裂が深まっていると噂される。追いつめられつつあるNLDが今後も強硬姿勢を貫くのか、あるいは柔軟路線へと転換を図るのか展開が注目される。

(動向分析部)

1月5日 ▶クンサー率いるモンタイ軍、投降を開始。2月末までに、1万3000人以上が帰順(*New Light of Myanmar*, 2月2日)。

7日 ▶タンシュエ議長、キンニユン第1書記ら、訪中(～14日)。8日、江沢民国家主席と会談。経済協力協定等に調印。

8日 ▶95年12月22日から休会していた国民会議、再開。各代表グループが報告。

18日 ▶カレン民族同盟とモーラミャインにて和平交渉。95年12月に続くもの。

24日 ▶安田火災海上、ヤンゴン事務所開設。

27日 ▶ラナリット・カンボジア第1首相、来訪(～29日)。

28日 ▶サンユ元大統領、死去。享年78歳。

2月8日 ▶建設省と三井物産、ミンガラドン工業団地建設に合意、調印。

9日 ▶オンジョー外相、米国のクンサー引き渡し要求を拒否。

15日 ▶ミャンマー産業開発銀行(MIDB)、およびミャンマー畜産漁業開発銀行(MLFDB)設立。

▶富士銀行ヤンゴン事務所開設。邦銀としては、東京三菱に次ぎ2行目。

21日 ▶ヤンゴンにてカレン民族同盟との和平交渉(～23日)。

27日 ▶日本、50億円の債務救済無償供与協定に調印。

3月13日 ▶日本、ヤンゴン伝染病病院への医療機器(9万4500ドル相当)供与協定に調印。

17日 ▶バンハーン・タイ首相、来訪(～18日)。国境貿易協定に調印。

18日 ▶喜劇風刺家U Papa Layらと国民民主連盟(NLD)幹部、計4人に対し、懲役7年の判決。政府を揶揄したことによる不敬罪。

25日 ▶95年度国家補正予算法、公布。

28日 ▶国民会議全体会議開催。代表586人

中527人が出席。立法・行政・司法の3項目に関する基本原則を確認。30日の審議終了後、休会。

29日 ▶96年度国家予算法、公布。

31日 ▶国営紙、5カ年計画(1996～2000年度)の概要を紹介。

4月1日 ▶政府職員銀行(GEB)、設立。

5日 ▶ミャンマー経済銀行(MEB)、大和総研と合併で、ミャンマー証券取引センター(MSEC)設立に合意、調印。

8日 ▶三井物産、米ユノカル、仏トタルの日米欧3社連合、ヤダナ天然ガス利用プロジェクトに関する合意書に調印(契約調印は12月18日)。

16日 ▶NLDが計画した新年記念行事の開催を、政府が不許可。スーチー宅前にバリケード設置し、支持者の入場を阻止。

20日 ▶ノルウェー・スウェーデンの名誉総領事を務めた英国系ミャンマー人実業家ジェームズ・ニコルズ氏、ファックス不法所持の容疑で、逮捕。5月17日に、懲役3年の実刑判決。

23日 ▶米ベプシコ、地元資本との合併事業解消を決定。

28日 ▶中国軍事代表団、来訪(～5月3日)。

30日 ▶ウィンティン財政歳入相、アジア開発銀行年次総会出席(～5月2日)。

5月5日 ▶財政歳入相、日本訪問(～11日)。

8日 ▶セインアウン第1工業相、インドネシア訪問(～18日)。スハルト大統領と会談。

10日 ▶財政歳入省、邦銀6行(第一勧業、三和、さくら、住友、あさひ、東海)に駐在員事務所の開設を認可(『日本経済新聞』5月11日)。

14日 ▶エイベル国家計画経済開発相、日本訪問(～19日)。

17日 ▶民間航空局、イタリアン・タイ社と

マングレー新空港の建設契約を締結。タイ輸出入銀行から1億5000万ドル融資も決定。

18日 ▶NLD、26日から議員総会を開催すると発表。

19日 ▶政府、国営紙を通じてNLD議員総会の中止を勧告。同時に、関係者の大量拘束を開始。

21日 ▶農林水産品や手工業品など、主要輸出品目に対する商業税免除を発表。

22日 ▶ウィードマン米国務省次官補(後に駐ミャンマー米国代理大使)、軍政を非難。

▶橋本首相、NLD関係者の大量拘束に懸念を表明。

▶サイアム・シティ銀行(タイ)と現地のメイ・フラワー銀行、合併銀行設立の覚書に調印。

26日 ▶第1回NLD党大会開催(～28日)。開会式には、議員17人の他、支持者およそ300人が参加。

27日 ▶マレーシア総理府副大臣、来訪。

28日 ▶フィリピン外務省、NLD関係者の大量拘束に懸念を表明。

29日 ▶内閣改造を実施。

6月1日 ▶財政歳入省、FEC口座開設および取引時に課していた10%の手数料を廃止。

7日 ▶「新治安維持法」公布(「参考資料」参照)。

8日 ▶スーチー、通常どおり週末演説会実施。新治安維持法に基づく当局の介入なし。

▶ソールウィン労働相、ジュネーブでのILO年次総会出席(～20日)。委員会では、ミャンマー国内の強制労働が批判された。

13日 ▶外相、ラオス訪問(～15日)。

17日 ▶外相、ASEANメコン河流域国協力閣僚会議(クアラルンプル)に出席(～18日)。

▶タイ工業相、タイ石油公社(PTT)総裁ら、35人の産業視察団、来訪(～19日)。

20日 ▶テインウィン運輸相、インドネシア訪問。

22日 ▶4月20日に逮捕されていたジェームズ・ニコルズ氏、死亡。

24日 ▶保険業法、公布。

28日 ▶カレン民族同盟と和平交渉。合意に至らず。

▶建設省、シンガポール企業のシマデブと工業団地建設契約を締結。日本の三井物産に続き2件目。

7月2日 ▶公共事業公社、ヤンゴン＝マングレー間的高速道路建設に関し、国内企業4社とBOT契約を締結。

3日 ▶在ヤンゴン米国大使館の向かいの公園で、小規模な爆発。「国民の要望」と題する政府看板を破壊。

4日 ▶国境地域民族発展省、Sibin Thayar Yay銀行を設立。

9日 ▶デンマークのビール会社カールスバーグ、合併事業計画を撤回。

10日 ▶オランダのビール会社ハイネケン、投資計画を撤回。

▶マレーシア運輸相、来訪(～12日)。

12日 ▶日本航空とミャンマー国際航空、協力協定を締結。

17日 ▶全日空、関西空港＝ヤンゴン直行定期便就航。

19日 ▶スーチー、殉難者追悼式典出席。

20日 ▶外相、ジャカルタで開催のASEAN閣僚会議に、オブザーバー資格で出席(～21日)。

23日 ▶外相、ASEAN地域フォーラム(ARF)にオブザーバー参加。

▶メイ・フラワー銀行、外貨業務を開始。

25日 ▶米上院、ミャンマー制裁措置を含む外国援助法案を可決。

29日 ▶テレビ・ビデオ法、公布。

8月1日 ▶SLORC、第1回記者会見を開催。

昨年11月脱退したNLD代表86人の、国民会議への再参加を認めない旨表明。

4日 ▶タイ副首相兼外相のアムヌアイ、来訪(～7日)。第3回ミャンマー・タイ合同委員会出席。国境問題と経済協力を柱に関係強化に合意。

5日 ▶カールスバーグ、ハイネケン製品の輸入・販売を禁止。

8日 ▶「農業省」が「農業灌漑省」、「貿易省」が「商業省」へ改称。

12日 ▶タンシュエ議長・キンニョン第1書記ら、マレーシア公式訪問(～16日)。訪問中、ASEAN加盟を正式申請。

15日 ▶95年3月以来閉鎖状態にあった、タイ国境のミャワディー税関を再開(BKK Post, 15日)。

▶インド亡命のNLD党員と共謀し、反政府活動を行なったとして、19人を逮捕。

20日 ▶映画法、公布。目的は、映画産業振興と伝統文化の墮落防止。

23日 ▶ミンテイン中將率いる国軍代表团、ベトナム訪問(～29日)。

28日 ▶国家計画経済開発相、第6回メコン河流域6カ国経済協力関係会議参加(～30日)。

30日 ▶ミャンマー銀行2行(MEB, MICB)とタイ銀行6行との間で、銀行業務に関する覚書調印。

▶全ビルマ学生民主戦線(ABSDF)第203大隊がベイで掃順開始。9月5日までに、131人(家族を含む)が殺降。

9月2日 ▶政府、2度目の記者会見。亡命NLD党員による反政府活動を非難。

3日 ▶バングラデシュ外相、来訪(～5日)。

6日 ▶トゥン・ファンデーショ銀行とマレーシアのメイ・バンク、合併銀行設立のための覚書を締結。

13日 ▶ロイヤル・ブルネイ航空、ヤンゴン

＝ロンドン(アブダビ経由)便を就航。

20日 ▶ティンウー第2書記、石油・ガソリン不足の噂を否定。

21日 ▶外相、第51回国連総会出席のため、ニューヨークへ出発。27日、声明を発表。

▶コンピューター科学開発法、公布。

27日 ▶当局、NLDが計画した全ビルマ会議を阻止するため、スーチー自宅前の道路を封鎖。関係者多数を拘束。

28日 ▶スーチー自宅前での市民との週末対話集会が、道路封鎖により中止。

30日 ▶米国大統領、対ミャンマー制裁強化法案に署名、発効。

10月1日 ▶政府、第3回記者会見。10月27、28日、NLD党員159人に出頭を求め、市民400人を一時拘束した、と報告。

▶財政歳入相、IMF・世銀総会参加(～3日)。

2日 ▶科学技術省、新設。大臣U Thaug, 副大臣U Thein Tun。

3日 ▶アメリカ、対ミャンマー制裁措置の一環として、軍政高官とその家族へのビザ発給を停止。

4日 ▶外務省、米国政府高官とその家族に対するビザ発給停止。アメリカの制裁政策に対する報復措置。

7日 ▶マイヤーズ米国代理大使、帰国。

8日 ▶NLD支持者ら63人を解放。拘束者全員の解放が完了(政府発表)。

15日 ▶ミャンマー航空とタイKrong Sombat社の合弁会社「ヤンゴン航空」、3路線を就航。

▶中央銀行、新紙幣を発行。

16日 ▶タンシュエ議長・キンニョン第1書記ら一行、カンボジアを訪問(～19日)。

17日 ▶カンボジアと観光協力協定、航空事業協定、協力合同委員会設置等に調印。

20日 ▶マレーシア外相・運輸相、来訪(～22日)。

22日 ▶ヤンゴン主要大学の学生が、警察当局に抗議して500人規模のデモ。

23日 ▶NLD副議長のチーマウンを拘束。学生デモへのNLD関与につき事情聴取。

25日 ▶治安当局、スーチーに外出自粛を要請。

28日 ▶NLD副議長のチーマウンを解放。

29日 ▶EU外相理事会、対ミャンマー制裁措置を決定。

▶日本石油、米国テキサコ、英国プレミア、共同でミャンマーでの天然ガス商業生産に参入。タイへの供給契約を締結。

▶スーチー、山口日本大使と松富南東アジア1課長と会談。本格的援助の凍結継続を要請。

11月1日 ▶政府、第4回定例記者会見を開催。スーチー自宅前での週末集会を禁止することを公式に表明。

2日 ▶アジット・シンASEAN事務局長、ミャンマーのASEAN加盟準備視察のため、来訪(～9日)。

5日 ▶タイ陸軍司令官チェーター・タナチャロー、来訪(～6日)。

6日 ▶コンドル航空、フランクフルトから初の欧州直行便を就航。

9日 ▶スーチーの乗った車、約200人の群衆に囲まれ襲撃を受ける。スーチーは無事。

▶アジット・シンASEAN事務局長、ミャンマーのASEAN加盟につき、前向きな発言。

10日 ▶ウィードマン米国代理大使、スーチー襲撃事件につき、関係者の処罰を要求。

11日 ▶棍山官房長官、スーチー襲撃事件に対し、遺憾の意を表明。

12日 ▶マレーシア航空、ヤンゴン＝クアラルンプール間を週2便就航。

13日 ▶財政歳入相、マレーシア訪問(～16日)。

18日 ▶ミャンマー観光年、開幕。97年5月までの半年間。

22日 ▶NLD、ヤンゴン地区集会をスーチー宅で開催。党員ら約200人が出席。

26日 ▶日本政府、40億円の債務救済無償援助の供与決定。

28日 ▶タンシュエ議長率いる外交団、ASEAN非公式首脳会議出席のため、シンガポール経由でジャカルタ訪問(～12月1日)。

30日 ▶タンシュエ議長、ASEAN非公式首脳会議(ジャカルタ)に出席。会議では、ミャンマー・カンボジア・ラオスのASEAN同時加盟が合意。3カ国加盟時期については適当な時期に発表するとした。

12月2日 ▶ヤンゴン主要大学の学生約1500人が、自治組織の再結成などを要求して抗議デモ。3日未明、学生約300人を拘束。

5日 ▶NLD、独立運動記念集会を開催。

6日 ▶再び、学生デモ発生。学生ら264人を拘束。

9日 ▶ヤンゴン市内の大学、事実上の閉鎖状態に。

▶財政歳入相、第1回WTO閣僚会議(～13日)に出席。

10日 ▶ミャンマー国際航空、ヤンゴン＝シンガポール＝ジャカルタ便を就航。

12日 ▶国連総会、ミャンマー政府に対し、民主勢力との政治対話や政治犯釈放などを求める決議を採択。今回で6回目。

13日 ▶ヤンゴン市庁舎に、戦車を配置。

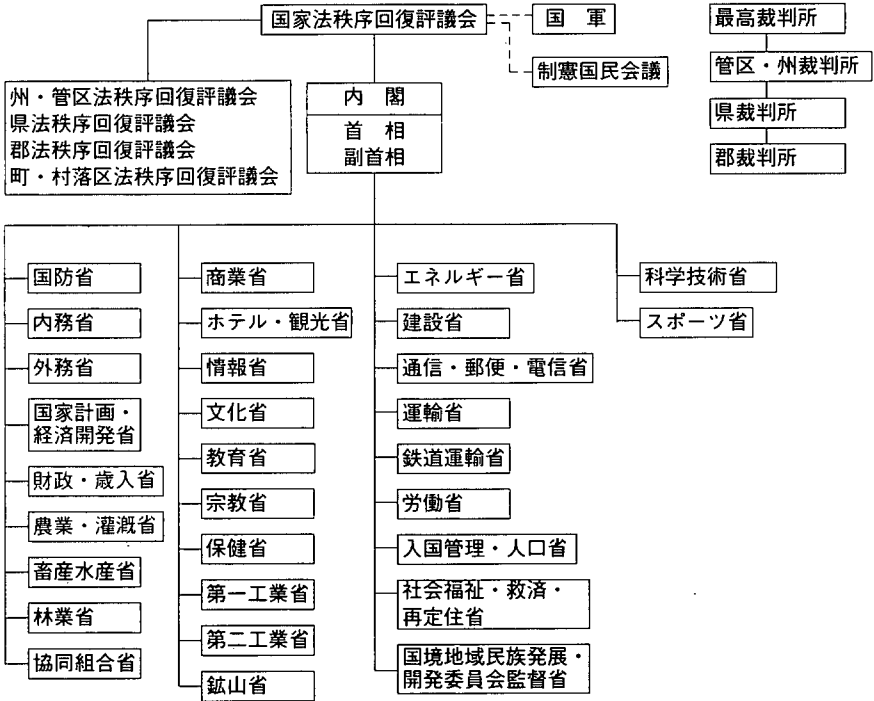
18日 ▶EUの欧州委員会、ミャンマーに対する優遇関税率の適用停止を決定。

▶スポーツ省(大臣Sein Win大佐)、新設。

23日 ▶マレーシア運輸相、来訪(～25日)。

25日 ▶ヤンゴン郊外の仏教寺院、カバイエ・バゴダで爆弾が爆発。4人が死亡、18人が怪我。

① 国家機構図



② 軍幹部および閣僚名簿

1. 国家法秩序回復評議会 (SLORC)

(1988年9月19日発足, 96年12月現在)

議長	Than Shwe (上級大将)
副議長	Maung Aye (大将)
第一書記	Khin Nyunt (中将)
第二書記	Tin Oo (中将)
評議員	Maung Maung Khin (海軍中将)
	Aung Ye Kyaw (中将)
	Sein Aung (中将)
	Chit Swe (中将)
	Kyaw Ba (中将)

2. 閣僚  
首相・国防相

Maung Thint (中将)
Myint Aung (中将)
Mya Thin (中将)
Tun Kyi (中将)
Aye Thuang (中将)
Myo Nyunt (中将)
Maung Hla (中将)
Kyaw Min (中将)
Soe Myint (少将)
Phone Myint (中将)
Tin Tun (中将)
Than Shwe (上級大将)

副首相	Maung Maung Khin (海軍中將)	副大臣	U Myint Thein
副首相	Tin Tun (中將)	エネルギー相	U Khin Maung Thein
内務相	Mya Thin (中將)	副大臣	U Tin Tun
副大臣	Tin Hlaing (大佐)	建設相	Saw Tun (少將)
外相	U Ohn Gyaw	副大臣	Aung San (大佐)
副大臣	U Nyunt Swe	通信・郵便・電信相	U Soe Tha
国家計画・経済開発相	Abel (准將)	運輸相	Thein Win (中將)
財政・歳入相	Win Tin (准將)	副大臣	U San Wai
副大臣	U Win Naing	鉄道運輸相	U Win Sein
農業・灌漑相	Myint Aung (中將)	労働相	Saw Lwin (少將)
副大臣	U Tin Hlaing	副大臣	U Kyaw Aye
畜産水産相	U Aung Thaug	入国管理・人口相	Maung Hla (中將)
副大臣	U Aung Thein	社会福祉・救済・再定住相	Soe Myint (少將)
林業相	Chit Swe (中將)	副大臣	Maung Kyi (准將)
副大臣	U Aung Phone	国境地域民族發展・開発委員会監督相	Maung Thint (中將)
協同組合相	U Than Aung	科学技術相	U Thaug
商業相	Tun Kyi (中將)	副大臣	U Thein Tun
副大臣	Aung Taung (大佐)	スポーツ相	Sein Win (大佐)
ホテル・観光相	Kyaw Ba (中將)	副大臣	U Kyaw Tin
副大臣	Tin Aye (准將)	SLORC議長付大臣	Min Thein (中將)
情報相	Aye Kyaw (少將)		Myo Thant (准將)
副大臣	U Thein Sein	首相府付大臣	Pe Thein (大佐)
文化相	U Aung San		Lun Maung (准將)
副大臣	U Soe Nyunt		U Than Shwe
教育相	U Pan Aung	副首相付大臣	Maung Maung (准將)
副大臣	Dr. Than Nyunt		U Khin Maung Yin
副大臣	Kyi Maung (大佐)		
宗教相	Myo Nyunt (中將)	<b>3. 国軍</b>	
副大臣	Aung Khin (大佐)	国軍最高司令官	Than Shwe (上級大將)
保健相	U Saw Tun	国軍副司令官・陸軍司令官	Maung Aye (大將)
副大臣	Than Zin (大佐)	海軍司令官	Tin Aye (海軍少將)
第一工業相	Sein Aung (中將)	空軍司令官	Tin Ngwe (空軍中將)
副大臣	Than Nyunt (大佐)	陸軍参謀長	Tin Oo (中將)
第二工業相	U Kyaw Than	海軍参謀長・空軍参謀長	欠
副大臣	U Saw Tun	軍務総局長	Win Myint (少將)
鉦山相	Kyaw Min (中將)	情報局長・戦略研究室長	Khin Nyunt (中將)
副大臣	U Hlaing Win	兵站総局長	Tin Hla (少將)



### ③ 「新治安維持法」

#### 国家法秩序回復評議会

平和的かつ計画的な国家責任の委譲と国民会議機能の成功裏の遂行を妨害や反対から保護する法律

(国家法秩序回復評議会法No. 5/96)

ミャンマー歴1358年ナヨン月黒分7日

(1996年6月7日)

国軍(Tatmadaw)は国家統一と独立性を侵害する妨害が生じた際には常に国家および国民の利益を保護してきた。同様に国家破壊の原因となりうる危険に対して、時宜を得た防止策を実行して国家責任を引継いだ時点より、国家法秩序回復評議会(Tatmadaw)は国家の安定、地域の平和と平静、法と秩序の普及、および国家の再統合を確立してきた。また、国家法秩序回復評議会は真正な複数政党民主主義制度の発達と国家責任の平和的かつ計画的な委譲を目指して基盤を創り上げてきた。

国家法秩序回復評議会は、政治目標、経済目標や社会目標を定め、国民とともに平和で近代的な先進国家の建設に最大の努力を払っている。

同時に、堅固かつ永続的な憲法を起草する目的で、国家法秩序回復評議会は国民会議召集委員会を組織し、基盤となりうる基本原則および詳細な原則を設定する責任を与えた。召集委員会は、首尾よく全国からの広範囲にわたる代表者の参加を得た国民会議を開催している。

しかし、外部分子に頼り国家の発展と前進に反対する人間が、国家の安定、地域の平和と平静、法と秩序の普及、および国家の再統合を侵害する行動をとっていることが判明した。

さらに、国民会議機能の妨害、および国民

会議を軽視し人々に誤解を与えるため、様々な方法で扇動、演説、口頭および文書による声明作成と流布などの行為がとられていることが判明した。このような行為は、真正な複数政党民主主義制度の発達と国家責任の平和的かつ計画的な委譲に対する障害、妨害および反対に等しい。

結果として、平和的かつ計画的な国家責任の委譲、国民会議機能の成功裏の遂行、平和で近代的な先進国家の建設に対する障害、妨害および反対を阻止する必要が生じてきたため、国家法秩序回復評議会はここに次の法律を制定する。

#### 第I章 表題と定義

- 1 この法律は「平和的かつ計画的な国家責任の委譲と国民会議機能の成功裏の遂行を妨害や反対から保護する法律」と呼称される。
- 2 この法律の中で使用されている次の用語は、以下の意味とする。
  - (a) 「国民会議」は、国家法秩序回復評議会が1992年10月2日付命令No.13/92に基づき組織した国民会議召集委員会により召集された国民会議を意味する。
  - (b) 「国民会議機能」は、国民会議によって遂行される機能を意味する。
  - (c) 「組織」は、多数の人々の参加により組成された組織およびその下位組織を意味する。この用語はまた、政党登録法に従って登録された政党を含む。

#### 第II章 禁止事項

- 3 いかなる人または組織も、直接または間接的に次の禁止事項に違反してはならない。
  - (a) 国家の安定、地域の平和と平静、お

- よび法と秩序の普及を侵害する目的で、扇動、示威運動(デモ)、演説、口頭あるいは文書による声明作成とその流布を行なうこと。
- (b) 国家の再統合を侵害する目的で、扇動、演説、口頭あるいは文書による声明作成とその流布を行なうこと。
- (c) 堅固かつ永続的な憲法の作成のために国民会議によって遂行される機能を、軽視し人々に誤解を与える目的で、妨害、破壊、障害、扇動、演説、口頭および文書による声明作成と流布を行なうこと。
- (d) 法的許可なしに、国民会議機能の遂行あるいは国家憲法の起草および配布を行なうこと。
- (e) 上記の禁止事項の違反未遂、あるいは教唆。

### 第三章 罰則

- 4 第3条に含まれている禁止事項に違反した者は、有罪判決に基づき、最低5年から最高20年までの期間の禁固刑に処せられ、また罰金を課せらる。
- 5 組織の手配あるいは教唆により、組織あるいは人が第3条に含まれる禁止事項に違反した場合、そのような組織は、

- (a) 一定期間の組織活動停止、
- (b) 廃止、
- (c) 違法組織法に基づき、違法組織として宣告、  
の処分を受けらる。
- 6 第5条に基づく処罰に対して反対する組織の全ての資金および財産は、没収せらる。

### 第四章 その他

- 7 この法律の第3条に基づき(法律を)執行する際には、事前に政府の承認を得なければならない。
- 8 この法律の第5、6条に基づき行なわれる処分は、政府の同意を得て内務省により遂行されなければならない。
- 9 この法律に基づき必要とされる命令や指示は、政府の許可をもって内務省により公布されなければならない。

(Sd.) Than Shwe

上級大将

議長

国家法秩序回復評議会

(出所) *New Light of Myanmar* (1996年6月8日) 掲載の英文テキストを使用。

# 主要統計

# ミャンマー 1996年

## 1 基礎統計

	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96
人口 (100万人)	40.03	40.79	41.55	42.33	43.12	43.92	44.74
労働力人口	15.22	15.73	16.07	16.47	16.81	17.23	17.59
消費者物価指数 (1985/86=100, ヤンゴン市)	191.73	233.73	301.80	369.09	492.99	603.66	735.51
為替レート(1ドル=チャット)	6.705	6.339	6.284	6.105	6.157	5.975	5.667

(出所) Ministry of National Planning and Economic Development, *Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1995/96*, および *Selected Monthly Economic Indicators*, Sept. & Oct. 1996.

## 2 産業別国内総生産 (1985/86年 生産者価格)

(単位: 100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95 (暫定実績)	1995/96 (暫定)
1. 財生産計	29,829	30,605	30,134	33,445	35,452	37,935	42,351
農業	19,089	19,471	18,708	21,029	22,009	23,483	26,246
畜産・漁業	3,630	3,609	3,817	3,990	4,182	4,435	4,738
林業	870	942	926	896	905	775	740
鉱業	448	443	492	590	655	750	909
製造業	4,555	4,560	4,376	4,850	5,306	5,774	6,449
電力	323	340	363	475	592	640	667
建設	913	1,240	1,452	1,615	1,804	2,078	2,601
2. サービス計	7,936	8,270	8,695	9,225	9,963	10,922	11,441
運輸	1,841	1,906	2,017	2,200	2,402	2,649	2,715
通信	347	361	421	530	575	692	720
金融	229	268	316	363	503	740	842
社会・行政	3,287	3,426	3,574	3,678	3,944	4,200	4,416
その他サービス	2,232	2,310	2,368	2,454	2,539	2,641	2,749
3. 商業	11,118	11,385	11,104	12,087	12,649	13,568	14,736
国内生産計(1+2+3)	48,883	50,260	49,933	54,757	58,064	62,425	68,528
GDP成長率(%)	3.7	2.8	-0.7	9.7	6.0	7.5	9.8
1人当りGDP(チャット)	1,221	1,232	1,202	1,294	1,347	1,421	1,532

(出所) 表1に同じ。

## 3 財政収支

(単位:100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95 (暫定実績)	1995/96 (暫定)
財政収入	11,608.9	15,969.0	17,808.0	20,228.0	27,227.2	31,925.8	36,607.5
財政支出	19,713.9	27,636.9	30,523.3	32,600.2	43,453.2	61,986.4	86,484.9
經常支出	13,270.4	17,443.8	18,148.6	19,377.8	27,823.2	36,319.1	47,090.0
政府部門	13,561.2	16,552.1	17,880.0	18,067.4	23,289.7	27,741.4	33,130.1
国有企業(純支出)	-290.8	891.7	268.6	1,310.4	4,533.5	8,577.7	13,959.9
資本支出	6,443.5	10,193.1	12,374.7	13,222.4	15,630.0	25,667.3	39,394.9
政府部門	3,398.3	6,815.4	9,098.0	9,760.0	12,304.9	20,146.4	29,919.1
国有企業	3,045.2	3,377.7	3,276.7	3,462.4	3,325.1	5,520.9	9,475.8
財政収支	-8,105.0	-11,667.9	-12,715.3	-12,372.2	-16,226.0	30,060.6	-49,877.4
(% of GDP)	-6.5	-7.7	-6.8	-5.0	-4.5	-6.4	-8.1

(出所) Central Statistical Office, *Statistical Yearbook 1995*.

## 4 国際収支

(単位:100万チャット)

	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95 (暫定実績)	1995/96 (暫定)
經常収支勘定							
輸出	2,806.7	2,966.3	2,702.0	3,590.0	4,249.0	5,405.2	5,945.0
輸入	3,596.3	6,026.5	5,285.4	6,139.5	7,951.5	8,765.6	9,880.6
貿易収支	-789.6	-3,060.2	-2,583.4	-2,549.5	-3,702.5	-3,360.4	-3,935.6
(% of 輸出)	-28.1	-103.2	-95.6	-71.0	-87.1	-62.2	-66.2
(% of GDP)	-0.6	-2.0	-1.4	-1.0	-1.0	-0.7	-0.6
受取	933.5	1,182.9	1,126.4	1,667.1	1,506.2	1,731.2	1,946.4
支払	728.4	1,439.1	978.4	1,105.7	1,219.8	1,212.2	1,994.7
サービス収支	205.1	-256.2	148.0	561.4	286.4	519.0	-48.3
移転収支*	358.9	474.5	519.0	741.6	1,670.3	1,895.0	1,979.0
經常収支	-225.6	-2,841.9	-1,916.4	-1,246.5	-1,745.8	-946.4	-2,004.9
(% of 輸出)	-8.0	-95.8	-70.9	-34.7	-41.1	-17.5	-33.7
(% of GDP)	-0.2	-1.9	-1.0	-0.5	-0.5	-0.2	-0.3
贈与	193.2	181.2	404.4	434.0	601.3	632.4	1,026.0
資本収支勘定							
長期借入	893.8	757.8	385.5	491.0	546.0	593.2	796.4
元本返済	798.7	314.5	205.1	161.5	202.5	245.6	1,079.6
長期純借入	95.1	443.3	180.4	329.5	343.5	347.6	-283.2
短期借入	-47.3	-45.1	-23.4	-161.5	-6.5	-6.7	-5.8
IMF純借入	-70.3	-44.1	-27.7	79.1	-16.7	-16.2	-17.5
短期純借入	-117.6	-89.2	-51.1	-82.4	-23.2	-22.9	-23.3
海外直接投資	130.7	1,361.1	1,560.2	835.9	581.1	988.9	1,444.5
その他資本取引	2,084.0	-0.4	-0.4	-102.3	-0.4	0.0	-2.5
資本収支	2,192.2	1,714.8	1,689.1	980.7	901.0	1,313.6	1,135.5
誤差脱漏	53.5	-210.0	-198.5	-213.8	29.1	-593.3	0.0
総合収支	2,213.3	-1,155.9	-21.4	-45.6	-214.4	406.3	156.6

(注) \*大部分が海外稼働労働者からの本国送金。ここでは贈与を含まない。

(出所) 表3に同じ。

## 5 短期5カ年計画主要指標(1996/97~2000/01年)

1) 部門別GDP成長率		(%)					
		1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/2001	年平均
I	財 生 産 計	6.2	5.3	6.3	6.8	6.3	6.2
1.	農 業	5.4	5.0	5.3	5.5	5.8	5.4
2.	畜 産 ・ 漁 業	4.5	5.0	6.0	6.5	7.0	5.8
3.	林 業	2.6	0.9	4.1	1.6	5.0	2.8
4.	鉱 業	13.8	6.3	29.4	39.5	7.0	18.5
	一原油・天然ガス	37.6	4.6	30.8	42.6	8.5	23.8
	一鉱物	6.0	7.0	28.8	38.2	6.3	16.5
5.	加 工 ・ 製 造 業	10.4	6.2	6.8	7.0	6.9	7.4
6.	電 力	10.3	11.3	11.7	11.3	13.6	11.6
7.	建 設	4.5	5.0	5.2	5.3	5.5	5.1
II	サ ー ビ ス 計	6.6	6.6	6.5	6.8	7.4	6.8
1.	運 輸	7.2	6.4	6.0	5.6	5.8	6.2
2.	通 信	8.6	12.0	12.0	11.7	16.1	12.1
3.	金 融	14.6	10.3	9.5	12.1	14.0	12.1
4.	社 会 ・ 行 政	5.4	5.0	5.2	5.5	5.7	5.4
5.	そ の 他	5.0	6.5	6.6	6.8	6.4	6.3
III	商 業	5.2	4.5	5.1	5.0	5.1	5.0
IV	国内総生産(I+II+III)	6.1	5.3	6.1	6.5	6.2	6.0
V	1人当りGDP	4.1	3.4	4.1	4.5	4.3	4.1

(注) 1985/86年度生産者価格基準。

(出所) Ministry of National Planning and Economic Development, *An Outline of the Five Year Plan of Union of Myanmar (1996/97 to 2000/2001)*.

## 2) 所有形態別投資額

	基準年 1995/96 (暫定値)	計 画 期 間					計 (1996/97~ 2000/2001)	
		1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/2001		
I	投資額(100万チャット)							
1.	国有部門	38,597	29,001	35,000	37,000	38,000	40,000	179,001
2.	協同組合	588	518	403	394	402	382	2,099
3.	民間部門	32,543	43,999	44,500	45,000	50,000	55,000	238,499
4.	計	71,728	73,518	79,903	82,394	88,402	95,382	419,599
II	シェア(%)							
1.	国有部門	53.8	39.4	43.8	44.9	43.0	41.9	42.7
2.	協同組合	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5
3.	民間部門	45.4	59.9	55.7	54.6	56.5	57.7	56.8
4.	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 1)に同じ。

3) 部門別公共投資額

(単位：100万チャット)

	計 画 期 間					5カ年合計	
	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/2001	総額	%
1. 農 業	4,351	5,396	7,424	7,539	9,036	33,746	18.9
2. 畜産・漁業	154	604	488	515	560	2,321	1.3
3. 林業	320	350	359	497	523	2,049	1.2
4. 鉱業	432	505	501	647	608	2,693	1.5
5. 加工・製造業	1,092	3,289	1,778	906	875	7,940	4.4
6. 電力	1,908	2,778	3,668	3,571	3,609	15,534	8.7
7. 建設	2,806	1,845	1,779	1,728	1,409	9,567	5.4
8. 運輸・通信	4,818	4,781	5,157	4,704	3,867	23,327	13.0
9. 商業	465	486	562	332	336	2,181	1.2
10. 社会サービス	5,458	5,742	5,261	5,770	6,123	28,354	15.8
11. 金融	149	184	190	290	322	1,135	0.6
12. 行政組織	7,048	9,040	9,833	11,501	12,732	50,154	28.0
計	29,001	35,000	37,000	38,000	40,000	179,001	100.0

(出所) 1) に同じ。

4) 所有形態別輸出額

	基準年 1995/96 (暫定値)	計 画 期 間				
		1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/2001
I 輸出額(100万チャット)	5,945.0	6,359.8	7,361.3	9,818.0	13,782.8	15,775.6
1. 国有部門	2,645.9	2,093.8	2,146.2	3,702.0	6,627.7	7,413.0
2. 協同組合	101.1	115.0	130.0	150.0	175.0	200.0
3. 民間部門	3,198.0	4,331.0	5,085.1	5,966.0	6,980.1	8,162.6
II シェア (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1. 国有部門	44.5	32.0	29.1	37.7	48.1	47.0
2. 協同組合	1.7	1.8	1.8	1.5	1.3	1.3
3. 民間部門	53.8	66.2	69.1	60.8	50.6	51.7

(出所) 1) に同じ。

5) 主要品目別輸出額

(単位：100万チャット)

	基準年 1995/96 (暫定値)	計 画 期 間				
		1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/2001
I 農 産 物	2,967.1	3,063.9	3,448.4	3,882.4	4,374.3	4,930.3
1. 米	1,168.4	1,285.2	1,402.0	1,518.9	1,635.7	1,752.6
2. 破碎米	20.1	6.4	6.7	7.0	7.3	7.6
3. とうもろこし	62.2	59.2	69.7	82.3	97.2	114.9
4. 豆類	1,234.4	1,195.6	1,393.5	1,630.9	1,914.2	2,247.4
5. 飼料	11.0	11.8	12.7	13.6	14.6	15.7
6. ゴム・その他	471.0	505.7	563.8	629.7	705.3	792.1
II 畜産・水産物	760.4	766.0	948.8	1,175.1	1,455.8	1,803.6
III 木 材	1,129.8	1,199.0	1,222.1	1,257.2	1,282.2	1,343.9
1. チーク	831.7	976.9	997.3	1,028.8	1,049.4	1,105.7
2. 堅材	120.0	122.4	124.7	127.6	131.2	135.5
3. ベニヤ・その他	178.1	99.7	100.1	100.8	101.6	102.7
IV 鉱物・宝石	412.3	441.6	451.3	1,846.9	4,626.6	5,355.7
V その他*	675.4	1,069.3	1,290.7	1,656.4	2,043.9	2,342.1
計	5,945.0	6,539.8	7,361.3	9,818.0	13,782.8	15,775.6

(注) 現行価格、船積みベース。\* 国境貿易を含む。(出所) 1) に同じ。